

# 沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金条例

〔平成20年4月1日〕  
条例第4号

## (設置の目的)

第1条 後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、沖縄県後期高齢者医療広域連合保険給付費等準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (基金の額)

第2条 基金の額は、沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計（以下「特別会計」という。）で生ずると見込まれる剰余金のうち沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計予算」という。）で定める額とする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (繰替運用)

第5条 沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 基金は、特別会計に係る保険給付費等の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。